

卷末資料

令和5年3月

目次

1	山武市防災会議条例	1
2	山武市防災会議運営要綱	3
3	山武市災害対策本部条例	4
4	山武市災害対策本部運営規程	5
5	山武市災害警戒本部設置規程	7
6	山武市避難行動要支援者名簿条例	8
7	山武市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則	11
8	山武市災害見舞金等交付規則	13
9	山武市被災者生活再建支援事業実施要綱	15
10	災害協定一覧	18
11	ヘリコプター臨時離発着場適地一覧	23
12	緊急輸送道路分布図	24
13	指定緊急避難場所・指定一般避難所一覧	25
14	備蓄倉庫設置場所一覧	27
15	急傾斜地崩壊危険区域一覧	27
16	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧	28
17	山地災害危険地区一覧	34
18	浸水想定区域・土砂災害警戒警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧	35

1 山武市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定により、山武市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 山武市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 山武郡市広域行政組合消防本部消防長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上特に必要と認めて任命する者
- 6 防災会議の委員の定数は、35人以内とする。
- 7 第5項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務部において処理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成24年10月3日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年12月14日条例第33号)

巻末資料

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月12日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第3条第7項の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて任命される委員の任期は、令和5年6月30日までとする。

2 山武市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、山武市防災会議条例（平成18年山武市条例第19号。以下「条例」という。）第5条の規定により、山武市防災会議（以下「会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定める。

(会長代理委員の指名)

第2条 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

2 前項に定める会長の職務を代理するものに事故があるとき、又は欠けたときは総務部長がその職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開催することができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の代理)

第4条 会議の委員は、事故等により会議に出席できない場合は、代理人を選任し、当該代理人に職務を委任する旨を会長に届け出たときには、当該代理人に職務を行わせることができる。

(委任による処理)

第5条 防災会議の権限に属する事項のうち次の事項については、会長において処理することができる。

(1) 関係行政機関等に対する協力の要請に関すること。

(2) 災害対策本部の設置に関すること。

(3) 地域防災計画の修正に係る知事に対する協議に関すること。

(4) その他軽易な事項

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があるときは、委員の属する機関の職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

<中略>

附 則 (令和3年3月29日訓令第11号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

3 山武市災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定により、山武市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補助し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員が、これに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成24年10月3日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 山武市災害対策本部運営規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、山武市災害対策本部条例（平成18年山武市条例第20号）第4条の規定により、山武市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「災害」の意義は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害で、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定める程度のもの又は市長が認定した災害をいう。

(本部の設置及び廃止)

第3条 市長は、市の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、山武市地域防災計画（以下「計画」という。）の定めるところにより、本部を設置し、市長が必要と認める場合は、現地災害対策本部を設置する。

2 総務部長は、本部を設置する必要があると認めるときは、市長に本部の設置を要請することができる。

3 市長は、本部を設置した後において、市の地域について災害又は災害発生のおそれが解消したため本部を設置しておく必要がないと認めるときは、本部を廃止する。

(本部に属する者)

第4条 本部は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長及び本部員)

第5条 副本部長及び本部員は、別表第1のとおりとする。

2 副本部長に事故があるときは、本部長の指名する者をもって充てる。

(関係機関に対する要請等)

第6条 本部長は、災害の状況に応じ関係機関に対して、必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は県との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

(組織及び所掌事務)

第7条 本部に別表第1に掲げる部及び事務局を置き、当該部及び事務局の下に同表に掲げる班を置く。

2 部長、事務局長及び班長は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

3 班を構成する職員は、計画の定めるところによる。

4 部及び班の所掌事務は、別表第2に掲げるとおりとする。

(本部連絡員)

第8条 本部に本部連絡員として各部長が指定した職員をもって充てる。

2 本部連絡員は、本部会議での決定事項の伝達及び部内の連絡調整等に当たる。

(本部会議)

第9条 本部に次に掲げる者をもって構成する本部会議を置く。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

2 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。

3 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

4 本部会議は、計画に定める災害応急対策に関する重要事項を審議決定するものとする。

(本部の設置基準)

第10条 法第23条第1項の規定により、本部を設置する場合の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づく暴風、大雨又は洪水その他の警報が市域を含め発表されたとき。
- (2) 市内に大規模な地震、火災、爆発又はこれに類する事故が発生したとき。
- (3) 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項による警戒宣言が発せられたとき。

(職員の配備)

第11条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の本部の職員の配備は、計画の定めるところによる。

(情報の発表)

第12条 災害情報の発表は、本部会議の議を経て行うものとする。ただし、事態が緊急を要する場合は、本部長において発表することができる。

(補則)

第13条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

<中略>

附 則（令和4年8月17日訓令第14号）

この訓令は、公示の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

別表第1（第5条、第7条関係） <略>

別表第2（第7条関係） <略>

5 山武市災害警戒本部設置規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、山武市災害対策本部条例（平成18年山武市条例第20号）に基づく災害対策本部の設置前又は災害対策本部が設置されない場合において、災害の発生が予想される場合又は災害が発生したときにおいて、情報の収集、応急対策等防災体制の確立を図るため、災害警戒本部の設置、組織及び所掌事務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害警戒本部の組織)

第2条 災害警戒本部（以下「本部」という。）の組織は、別表のとおりとする。

(所掌事務)

第3条 本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害応急対策の実施に関すること。
- (3) 避難の勧告及び指示に関すること。
- (4) 人員配備に関すること。

2 本部の部及び事務局の分掌事務については、山武市災害対策本部運営規程（平成18年山武市訓令第15号）別表第2の規定を準用する。

(本部長の権限)

第4条 本部長の権限は、本部会議を主宰するほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各部及び事務局に対し必要な措置を採るべきことを指示する。
 - (2) 山武警察署、山武市消防団及び関係機関に対し、必要に応じ応急措置を求めること。
- 2 本部長不在の場合は、本部長があらかじめ指定した副本部長が代行し、本部長及び副本部長共に不在の場合は、総務部長が代行する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部会議は、災害対策上重要な事項について審議する必要があるときに本部長が招集し、本部長が議長となる。

(本部の設置及び廃止)

第6条 本部は、次に該当する場合で、市長が必要と認めたときに設置する。

- (1) 暴風雨、大雨及び洪水のいずれかの警報が発せられたとき。
 - (2) 水防警報が発せられたとき。
 - (3) その他大雨及び洪水のいずれかの注意報が発せられた場合で災害の発生のおそれがあるとき。
 - (4) 局地的災害が発生したとき。
- 2 本部に災害の種類及び規模並びに被害の程度等に応じ、その都度必要な部及び班を置く。
- 3 本部は、山武市災害対策本部が設置された場合又は当該災害に対する応急対策等が終了したとき、若しくは災害の発生するおそれがなくなったときに廃止する。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係） 〈略〉

6 山武市避難行動要支援者名簿条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び山武市地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる名簿の作成及び避難支援等関係者への提供に関し必要な事項を定め、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。
- (2) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 山武警察署、山武郡市広域行政組合消防本部、社会福祉法人山武市社会福祉協議会、市内の地域包括支援センター、山武市民生委員・児童委員協議会、法第2条の2第2号に規定する自主防災組織、山武市行政区等設置規則（平成18年山武市規則第19号）第2条に規定する行政区及び自治会、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定めるものをいう。

(避難行動要支援者の範囲)

第3条 避難行動要支援者の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者のうち、要介護状態区分（同法第7条第1項に規定する要介護状態区分をいう。）が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護3、要介護4又は要介護5に該当するもの
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度の等級が1級又は2級に該当するもの
- (3) 千葉県知事から療育手帳（知的障害者の福祉の充実に図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者であって、その障害の程度が「A」以上のもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害者等級1級に該当する者
- (5) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する厚生労働大臣が定める指定難病、児童福祉法第6条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病並びに千葉県特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年7月1日制定）及び千葉県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱（平成元年9月1日制定）に規定する対象疾患のため、継続的に入院治療を受け、又は通院治療（過去6か月において1回以上の通院歴がある。）を受けている者のうち、次条第1項に規定する避難行動要支援者名簿に登載を希望するもの
- (6) 75歳以上のみの世帯に該当する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援

を要するものとして規則で定めるもの

(避難行動要支援者名簿の作成)

第4条 市長は、避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるよう必要な体制を整備するため、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所又は居所

(5) 電話番号その他の連絡先 (6) 避難支援等を必要とする理由

3 市長は、避難行動要支援者名簿の記載事項について、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(名簿情報の提供)

第5条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、申出のあった避難支援等関係者に対し、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿の情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供をすることができない。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

(名簿情報の取扱いに関する協定)

第6条 市長は、前条第1項の規定により名簿情報を提供しようとするときは、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

2 市長は、前項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、協定を締結した避難支援等関係者から、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。

(名簿情報の漏えい防止のための措置等)

第7条 第5条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（以下「被提供者」という。）は、当該提供を受けた名簿情報の漏えい防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 被提供者は、避難支援等の用に供する目的以外のために当該名簿情報を自ら利用し、又は当該被提供者以外のものに提供してはならない。

3 被提供者は、当該提供を受けた名簿情報について、漏えいが生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を書面により市長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第8条 被提供者（当該被提供者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(名簿の返還)

第9条 被提供者は、不要となった名簿情報を直ちに市長に返還しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

巻末資料

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7 山武市避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山武市避難行動要支援者名簿に関する条例（平成31年山武市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(避難支援等関係者)

第2条 条例第2条第3号の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条第1項の規定により設立された社会福祉法人
- (2) 本市において、継続的に社会福祉の増進に寄与する活動を実施している法人、機関又は団体
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

(避難行動要支援者)

第3条 条例第3条第7号の規則で定める者とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、災害時において避難支援等（条例第2条第2号に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）を要すると市長が認めた者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者のうち、要介護状態区分（同法第7条第1項に規定する要介護状態区分をいう。）が要介護認定等に係る認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護1又は要介護2のもので、避難支援等を希望するもの
- (2) 避難支援等を要すると区長若しくは自治会長又は民生委員・児童委員が認める者
- (3) その他避難支援等を要する特別の事情を有する者

2 前項の規定により避難行動要支援者名簿への登録を希望する者は、本人又はその代理人が市長に対し、山武市避難行動要支援者名簿登録申請書（別記第1号様式）により申し出なければならない。

3 市長は、前項の規定による申出を受理した場合は、これを認定し、避難行動要支援者名簿に登録するものとする。

4 市長は、前項の規定により認定を受けた者（以下「希望認定要支援者」という。）が転出、死亡又はその他認定の必要がなくなつたと認める場合は、同項の認定を取り消し、避難行動要支援者名簿から抹消するものとする。

(避難行動要支援者名簿の修正)

第4条 希望認定要支援者又はその代理人は、当該希望認定要支援者に係る条例第4条に規定する名簿情報に変更が生じたときは、山武市避難行動要支援者名簿情報変更届出書（別記第2号様式）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があつたときは、その内容を確認の上、速やかに名簿情報を修正するものとする。

(名簿情報の提供)

第5条 条例第5条の規則で定める、避難支援等関係者への名簿情報の提供は、提供を受けようとする避難支援等関係者が、市長に対し、山武市避難行動要支援者名簿情報提供申請書（別記第3号様式）を提出するものとする。ただし、条例第4条第2項に掲げる避難行動要支援者名簿の記載事項（以下「名簿記載事項」という。）のうち、第5号については、自主防災組織、行政区及び自治会を除く避難支援等関係者に提供するものとする。

(避難行動要支援者名簿情報の提供を拒否する方法)

第6条 条例第5条第2項の規則で定める方法は、本人又はその代理人が、市長に対し、山武市避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書（別記第4号様式）を提出するものとする。

2 前項の申出書を提出した避難行動要支援者又はその代理人は、当該申出を撤回しようとするときは、山武市避難行動要支援者名簿情報提供拒否撤回届出書（別記第5号様式）を市長に届け出なければならない。

（協定に定める事項）

第7条 条例第6条第1項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）名簿情報の提供に関する事項
- （2）名簿情報の対象者の住所又は居所に係る地番までの範囲
- （3）名簿情報の保管に関する事項
- （4）名簿情報の利用の制限に関する事項
- （5）守秘義務に関する事項
- （6）協定に違反した場合の措置に関する事項
- （7）前各号に掲げるもののほか、提供しようとする名簿情報の管理に関し市長が必要と認める事項

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

第2号様式（第4条関係）

第3号様式（第5条関係）

第4号様式（第6条関係）

第5号様式（第6条関係）

8 山武市災害見舞金等交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市の区域内において発生した災害の被災者に見舞金等を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他の自然現象及び火災、爆発による被害をいう。
- (2) 被災者 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されている者であって、災害により死亡したもの（行方不明となり死亡したと推定される者を含む。以下同じ。）又は住家に被害を受けた世帯主をいう。
- (3) 遺族 被災者のうち、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情があった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。

(見舞金等の支給)

第3条 市長は、被災者又はその遺族に対し見舞金等を交付する。

2 前項に規定する見舞金等の種類、支給区分及び金額は、別表のとおりとする。

(遺族への支給順位)

第4条 遺族への見舞金等の支給順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡した者の死亡当時において、主として死亡した者により生計を維持し、又は生計を一にしていた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者 イ 子 ウ 父母 エ 孫 オ 祖父母 カ 兄弟姉妹

(申請)

第5条 見舞金等の支給を受けようとする者は、災害見舞金等交付申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が被害の状況及び見舞金等の支給を受けるべき者を確認できるときは、当該申請書の提出を省略することができる。

(支給)

第6条 市長は、前条の規定による申請を審査した結果、見舞金等の支給を決定したときは、速やかにこれを支給するものとする。

(適用除外)

第7条 第3条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しないものとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき。
- (2) 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の規定に基づく災害弔慰金の支給対象となったとき。
- (3) 被災者又は見舞金等の支給を受けようとする者の故意又は重大な過失により災害が発生したとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

(適用)

2 この規則は、平成18年4月1日以降に係る見舞金を適用し、同日前に係る見舞金については、なお合併前の成東町災害見舞金等交付要綱（平成4年成東町告示第8号）（次項においてこれらを「合併前の要綱」という。）の例による。

(経過措置)

巻末資料

- 3 平成18年3月31日までに、合併前の要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年7月9日規則第19号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

別表（第3条関係）

種類	支給区分	金額
見舞金	全焼	100,000円
	半焼	50,000円
	全壊	100,000円
	半壊	50,000円
	床上浸水	10,000円
弔慰金	死亡（1人につき）	100,000円

備考

- 1 全焼 家屋の焼失損害額が火災前の家屋の評価額の70パーセント以上の程度に達したもの又は70パーセント未満の程度のものであって家屋の残存部分に補修を加えて再使用することが困難であるものをいう。
- 2 半焼 家屋の焼失損害額が火災前の家屋の評価額の20パーセント以上70パーセント未満の程度のものであって全焼でないものをいう。
- 3 全壊 家屋の損壊若しくは流失した部分の床面積がその家屋の延床面積の70パーセント以上の程度に達したもの又は家屋の主要構造部の損壊若しくは流失による損害額がその家屋の評価額の50パーセント以上の程度に達したものをいう。
- 4 半壊 家屋の損壊若しくは流失した部分の床面積がその家屋の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満の程度のもの又は家屋の主要構造部の損壊若しくは流失による損害額がその家屋の評価額の20パーセント以上50パーセント未満程度のものを用いる。

別記様式（第5条関係） 〈略〉

9 山武市被災者生活再建支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援が受けられない世帯（以下「被災世帯」という。）に対し、山武市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより被災者の生活の再建を支援し、もって被災地域の早期の復旧・復興を図るため、予算の範囲内において当該支援金を交付することに関し、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 「災害の被害認定基準について」（令和3年6月24日付け府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「認定基準」という。）に規定する「住家」をいう。
- (2) 被害 住宅に発生した被害のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 全壊 認定基準に規定する「住家全壊」をいう。
 - イ 大規模半壊 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付け府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定する「大規模半壊」をいう。
 - ウ 半壊 認定基準に規定する「住家半壊」をいう。
- (3) 住宅被害支援金 住宅の被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊等解体）に応じて交付する支援金をいう。
- (4) 住宅再建支援金 住宅の再建方法（建設・購入、補修、賃借）に応じて、交付する支援金をいう。

(交付対象となる災害)

第3条 支援金の交付の対象となる災害は、がけ崩れ、地すべり、土石流、同一の河川水系の氾らん・洪水、竜巻、津波・高潮等の自然災害により、住宅の被害が発生した場合等で、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）に基づき、千葉県知事が支援の対象とすることを決定した自然災害（以下「交付対象災害」という。）とする。

(交付対象となる被災世帯)

第4条 支援金の交付の対象となる被災世帯は、交付対象災害が発生した際に本市に居住しており、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。ただし、1つの世帯が各号を重複して支援金の交付を受けることはできない。

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯（全壊世帯）
- (2) 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）
- (3) 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、若しくは当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（半壊等解体世帯）
- (4) 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、別表のとおりとする。ただし、被災世帯に属する者の数が1である場合（単数世帯）は、当該支援金の額の4分の3の額とする。

（交付の申請）

第6条 支援金の交付の申請をしようとする被災世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、山武市被災者生活再建支援金支給申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、第3条に規定する千葉県知事が支援の対象と決定した日から起算して、住宅被害支援金にあっては13月を経過する日まで、住宅再建支援金にあっては37月を経過する日までに市長に提出しなければならない。

（1）住民票の写し（世帯の構成が確認できるもの。ただし、市で住民基本台帳により確認ができる場合は不要とする。）

（2）り災証明書

（3）預金通帳の写し（金融機関・支店名、預金種目、口座番号、申請者の名義の記載があるもの）

（4）住宅再建支援金の申請を行う場合にあっては、住宅を建設、購入、補修又は賃借することが確認できる契約書等の写し

（5）半壊等解体世帯が申請を行う場合においては、住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる証明書

（6）その他市長が必要と認める書類

2 同一の交付対象災害の2回目以降の支援金の交付申請においては、前項第1号から第3号までの書類の提出を省略することができる。

3 市長は、県実施要綱第9条第2項の規定により、申請期間の延長が決定された場合は、支援金の交付申請期間を延長することができる。

（交付の決定）

第7条 市長は、規則第4条の規定により支援金の交付を決定し、山武市被災者生活再建支援金交付決定通知書（別記第2号様式）を申請者に通知するものとする。

2 市長は、規則第4条の規定により支援金を交付することが不相当であると認めたときは、山武市被災者生活再建支援金交付却下決定通知書（別記第3号様式）を申請者に通知する。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項により支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、山武市被災者生活再建支援金交付決定取消通知書（別記第4号様式）を申請者に通知する。

（支援金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに支援金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月2日告示第17号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月4日告示第164号）

この告示は、公示の日から施行する。

巻末資料

別表（第5条関係）

被災世帯の区分	1世帯あたりの支援金の額		
	住宅被害支援金	住宅の再建方法	住宅再建支援金
全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃借	50万円
大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃貸	50万円
半壊等解体世帯	100万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃貸	50万円
中規模半壊世帯	なし	建設・購入	100万円
		補修	50万円
		賃借	25万円

別記

- 第1号様式（第6条関係） <略>
- 第2号様式（第7条関係） <略>
- 第3号様式（第7条関係） <略>
- 第4号様式（第8条関係） <略>

10 災害協定一覧

(令和5年3月)

区分	協定の名称	協定先	協力項目・供給物資	締結年月日
自治体	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県及び県内市町村	救助・復旧等に必要な物資及び資機材等の提供等	平成8年 2月23日
	災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定	県内市町村及び一部事務組合	廃棄物処理	平成8年 7月31日
	災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定	東金市、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町	救援・応急復旧等に必要な物資及び施設等の提供	平成24年 8月10日
	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	北茨城市ほか64市町村	応急物資・資機材等の提供	平成25年 7月12日
	災害時における相互応援に関する協定	岩手県大船渡市	災害時における相互応援	平成25年 10月24日
	災害時における相互応援に関する協定	茨城県常総市	食料、飲料水及び生活必需物資等・医療、防疫及び施設の応急対策に必要な資機材並びに物資・必要な職員の派遣 など	平成31年 4月11日
	災害時における相互応援に関する協定	静岡県牧之原市	食料、飲料水及び生活必需物資等・医療、防疫及び施設の応急対策に必要な資機材並びに物資・必要な職員の派遣 など	令和元年 6月20日
	災害時等の相互応援に関する協定	山形県長井市	食料、飲料水及び生活必需物資等・医療、防疫及び施設の応急対策に必要な資機材並びに物資・必要な職員の派遣 など	令和2年 12月21日
救護	災害時の医療救護活動についての協定	(社)山武郡市医師会	医療救護活動	平成21年 8月21日
	災害時の歯科医療救護活動についての協定	(社)山武郡市歯科医師会	医療救護活動	平成21年 7月2日
	災害時の救護活動についての協定	山武郡市薬剤師会	医療救護活動	平成21年 8月3日
	災害時の医療救護活動についての覚書	(地独)さんむ医療センター	医療救護活動	平成26年 9月17日
復旧	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定	山武市建設業災害対策協力会	応急復旧工事	平成18年 8月18日
	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	家屋被害認定調査	平成28年 6月14日
	地震災害発生時における応急対策活動に関する協定	千葉県建築士会 山武支部	防災拠点施設、医療施設、避難所及び社会福祉施設等の被災建築物応急危険度判定	平成31年 1月11日

巻末資料

区分	協定の名称	協定先	協力項目・供給物資	締結年月日
	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	新光重機(株)	建設機械のレンタル機材の提供	令和4年 4月1日
物資	災害における応急生活物資等の供給に関する協定	(社)千葉県エルピーガス協会山武支部	プロパンガス、設備具等	平成19年 3月15日
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合ちばコープ	飲料水、食料品、日用品	平成20年 1月31日
	災害時における救援物資提供に関する協定	利根コカ・コーラボトリング(株)山武支店	飲料水	平成20年 6月2日
	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)レンティ	寝具等	平成21年 11月4日
	災害時における機材の供給等に関する協定	(株)アクティオ	仮設トイレ、発電機等のレンタル機材	平成24年 5月16日
	災害時における物資の供給に関する協定	(NPO)コメリ災害対策センター	生活物資等	平成24年 11月1日
	災害時における救援物資の提供に関する協定	(株)ランドロームジャパン	食料等	平成25年 2月1日
	災害時における救援物資の提供に関する協定	(株)伊藤園	飲料水	平成25年 2月15日
	災害時における支援協力に関する協定	山武郡市農業協同組合	農産物等	平成27年 1月13日
	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	(社)日本福祉用具供給協会	福祉用具	平成27年 6月18日
	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に係る協力に関する覚書	(株)セブン-イレブン・ジャパン	食料品、飲料品、日用品	平成27年 11月16日
	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	セッツカートン(株)	段ボール製簡易ベッド、段ボール製シート、段ボール製間仕切り、段ボール製簡易トイレ、その他事業者の取扱商品	平成31年 3月11日
	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	川久石油(株)	石油類燃料	令和元年 8月29日
	災害時における段ボール製簡易ベッド等の優先供給に関する協定	とらや包装資材(株)	段ボールベッド、間仕切り等の優先供給	令和2年 12月8日
	災害時等における給電車両による電力供給に関する協定	千葉トヨペット(株)	給電車両の貸与	令和3年 2月19日
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	地図製品等	令和4年 8月22日	
情報 伝達	大規模停電時における防災行政無線の活用に関する協定	東京電力(株)成田支社	大規模停電時の停電広報	平成28年 7月11日
	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局	災害時の関東整備局との連絡調整について	平成24年 11月1日

巻末資料

区分	協定の名称	協定先	協力項目・供給物資	締結年月日
	アマチュア無線による災害時 応援協定	Jq1Zix7087 無線 通信部隊	情報の収集及び伝達	平成 26 年 9 月 29 日
	広告付避難場所等電柱看板に 関する協定	東電タウンプラ ンニング(株)千 葉総支社	広告付避難場所等電柱看 板による案内表示	平成 26 年 11 月 20 日
	災害に係る情報発信等に関す る協定	ヤフー(株)	避難所等防災情報のヤフ ーサービス上への掲載	平成 27 年 4 月 27 日
	災害時における停電復旧の連 携等に関する基本協定等	東京電力パワー グリッド(株)成 田支社	締結協定及び覚書 ・災害時における停電復 旧の連携等に関する基本 協定 ・災害時における停電復 旧作業および啓開作業に 伴う障害物等除去に関す る覚書 ・災害時における連絡調 整員の派遣に関する覚書 ・災害時における電源車 の配備に関する覚書	令和 2 年 7 月 1 日
	災害時における通信設備復旧 の連携等に関する基本協定等	東日本電信電話 (NTT 東日本)(株) 千葉事業部	締結協定及び覚書 ・災害時における通信設 備復旧の連携等に関する 基本協定 ・災害時における通信障 害の復旧作業に伴う障害 物等除去に関する覚書 ・災害時における通信障 害復旧情報等の共有及び 連絡調整員の派遣に関す る覚書	令和 2 年 12 月 25 日
物資 輸送	災害時の物流に係る協力に関 する協定	千葉県トラック 協会山武支部	人員の派遣、荷役資機材 の提供、物資集積場所の 提供、救援物資等の輸送	平成 31 年 2 月 21 日
輸送	災害時におけるバスによる緊 急輸送に関する協定	ちばフラワーバ ス(株)	緊急輸送協力	平成 26 年 11 月 13 日
避難 施設	災害発生時における福祉避難 所の設置運営に関する協定(養 護老人ホーム坂田苑)	山武郡市広域行 政組合	福祉避難所	平成 23 年 3 月 11 日
	津波時における一時避難施設 としての使用に関する協定 (ホテル蓮沼ガーデンハウス マリーノ)	千葉県レクリエ ーション都市開 発(株)	津波避難ビル	平成 22 年 1 月 7 日
	津波時における一時避難施設 としての使用に関する協定 (ホテル浪川荘)	(有)浪川荘	津波避難ビル	平成 24 年 1 月 13 日

巻末資料

区分	協定の名称	協定先	協力項目・供給物資	締結年月日
	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定(有料老人ホーム エクセルシオール山武)	(医)寿光会	津波避難ビル	平成24年 1月20日
	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定(シーサイドホテル九十九里)	(株)彩巧社	津波避難ビル	平成24年 8月15日
	災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定	県立成東高校・松尾高校	避難所施設	平成24年 8月31日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(障害者支援施設光洋苑)	(社)緑海会	福祉避難所	平成25年 8月1日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(ゆりの木荘、ゆい、さくら、メゾンやまもも)	(医)静和会	福祉避難所	平成25年 8月1日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(ワーナーホームホレブ寮、ケアホーム第2)	(社)ワーナーホーム	福祉避難所	平成25年 8月1日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(山武みどり学園、山武青い鳥工房、カサ・ロサーダ)	(社)翡翠会	福祉避難所	平成25年 8月1日
	津波時における一時避難場所としての使用に関する協定(テンダーヴィラ九十九里)	(株)テンダーヴィラ九十九里	津波避難ビル	平成26年 8月12日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(ウイズ)	(特非)ウイズ	福祉避難所	平成30年 3月30日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(グループホーム五根の家)	(特非)ちば地域生活支援舎	福祉避難所	平成30年 3月30日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(グループホーム光と風、デイサービスセンター大地棟、住宅型有料老人ホーム蒼空)	(有)グループホーム光	福祉避難所	平成30年 3月30日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(さんさんBe)	(特非)さんさん味工房	福祉避難所	平成30年 3月30日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(Job school.com)	(有)あいの手介護サービス	福祉避難所	平成30年 3月30日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定(なかよしハウス)	(株)なな福	福祉避難所	平成30年 3月30日

巻末資料

区分	協定の名称	協定先	協力項目・供給物資	締結年月日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (マリン・ハウス)	(株)和光	福祉避難所	平成30年 3月30日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社)緑海会	福祉避難所	令和2年 3月2日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社)壽陽会	福祉避難所	令和2年 3月2日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社)みのりの村	福祉避難所	令和2年 3月2日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社)あすか福祉会	福祉避難所	令和2年 3月2日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(医)伝統医学研究会	福祉避難所	令和2年 3月2日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(医)桔梗会	福祉避難所	令和2年 3月2日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(社)九十九里ホーム	福祉避難所	令和2年 3月2日
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(医)寿光会	福祉避難所	令和2年 3月2日
	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	(株)デベロップ	移動式宿泊施設等	令和2年 8月19日
	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	山武市宿泊組合	旅館、ホテル等	令和2年 9月14日
施設設備	災害時等における施設利用の協力に関する協定	(株)ダイナム	株式会社ダイナム千葉成東店の施設の一部及び使用可能な設備の提供等	令和4年 6月24日
動物避難	災害時におけるペットの避難支援等に関する協定	(一社)全日本動物専門教育協会、 (特非)ペット災害危機管理士会	ペットの同行避難等の円滑な実施のための人的、物的な支援	令和4年 7月29日
総合支援	山武市と東金郵便局及び成東郵便局との包括連携協定	東金郵便局、成東郵便局	郵便事業の災害特別事務取扱い、被災状況等の情報提供等	平成27年 11月25日
	災害時における支援協力に関する協定	千葉県行政書士会	り災証明申請等の災害時支援	平成31年 4月4日
	災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定	(福)山武市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置及び運営等	令和5年 3月1日
保健衛生	災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定	千葉県理容生活衛生同業組合山武支部	理容ボランティア	平成28年 2月12日
	災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定	千葉県ペストコントロール協会	災害発生時の消毒作業、ネズミ・衛生害虫駆除活動等	令和2年 4月9日

巻末資料

1.1 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧

(令和3年度)

No.	名称	所在地	施設管理者	広さ		最寄消防署からの距離	指定避難所等との競合あり
				幅×長さ(m)	区分		
1	成東中学校	和田 567	市教育委員会	85×70	中	4,750m	○
2	成東総合運動公園駐車場	五木田 3241	市教育委員会	50×60	中	1,750m	×
3	緑海小学校	松ヶ谷口 471-1	市教育委員会	60×130	中	2,750m	○
4	鳴浜小学校	本須賀 1090	市教育委員会	130×50	中	4,000m	○
5	成東東中学校	五木田 2452-1	市教育委員会	115×90	中	2,000m	○
6	南郷小学校	上横地 884-1	市教育委員会	97×57	中	1,250m	○
7	大富小学校	新泉ト 60	市教育委員会	150×72	中	4,000m	○
8	山武中学校	埴谷 1855	市教育委員会	116×58	中	375m	○
9	蓮沼スポーツプラザ	蓮沼ハの 5402-1	市教育委員会	90×50	中	3,750m	○
10	山武望洋中学校	松尾町松尾 112	市教育委員会	130×90	中	4,375m	○
11	松尾小学校	松尾町猿尾 383	市教育委員会	120×60	中	4,250m	○
12	大平小学校	松尾町広根 1140	市教育委員会	100×50	中	2,750m	○
13	松尾運動公園	松尾町富士見台 208-8	市教育委員会	100×80	中	4,500m	○
14	日向小学校	木原 2370	市教育委員会	80×120	中	2,500m	○
15	睦岡小学校	埴谷 771	市教育委員会	40×60	小	1,250m	○
16	山武北小学校	沖渡 699	市教育委員会	50×120	中	3,500m	○
17	旧山武西小学校	大木 13	市財政課	60×120	中	2,750m	○
18	さんぶの森野球場	埴谷 1854	市教育委員会	100×120	大	250m	×
19	日向の森野球場	森 1688-1	市教育委員会	100×100	大	3,625m	×
20	さんぶの森ふれあい公園 多目的広場	埴谷 1884-41	市教育委員会	100×200	大	1,000m	×
21	旧蓮沼中学校	蓮沼ハの 1036	市財政課	49×92	小	3,625m	○
22	蓮沼小学校	蓮沼イの 2784	市教育委員会	105×33	小	3,500m	○

1 2 緊急輸送道路分布図

(令和3年3月、千葉県)



凡 例			
輸 送 道 路	道路種別	ル ー ト	ルート番号
	緊急輸送道路	1次路線	高規格幹線道路等
1次路線		一般国道(指定)	○
		一般国道(指定外)	○
		県道等	○
2次路線		有料道路	○
	一般国道, 県道等	△	
	市・町道等	△	
3次路線	県道, 市・町道等	□	
	設	港	●
防 災 拠 点	漁	港	■
	空	港	●
	自衛隊基地等		●
	主なヘリコプター臨時離着場適地		●
	市役所		○
防 災 拠 点	役場・区役所		○
	広域防災拠点(救援部隊)		▲
	災害拠点病院		▲
	広域物資拠点		▲
	広域災害ボランティアセンター		▲
	防災備蓄倉庫		▲

区分	道路種別	ルート番号	路線名
1次	高速	4	首都圏中央連絡自動車道
"	"	9	銚子連絡道路
"	一般国道等	15	一般国道126号
"	"	17	一般国道128号
"	"	24	一般国道409号
2次	県道等	14	飯岡一宮線
"	"	21	松尾蓮沼線
"	"	24	成田松尾線
"	"	29	成東線酒々井線
"	"	48	東金片貝線
"	"	76	千葉八街横芝線
"	"	150	成東鳴浜線
"	"	161	東金山田台線
"	市町村道等	114	市道5165号線
"	"	115	市道0115号線
"	"	145	市道224号線
"	"	158	町道 I-22号線

1 3 指定緊急避難場所・指定一般避難所一覧

(令和4年12月1日)

【指定緊急避難場所】

No.	施設名称	所在地	地震	津波		大規模な 火災	洪水・ 土砂 災害
				津波 警報	大津波 警報		
1	成東小学校	山武市成東 2692	○				○
2	大富小学校	山武市新泉ト 60	○				○
3	南郷小学校	山武市上横地 884-1	○	○	○		○
4	鳴浜小学校	山武市本須賀 1090	○	○	○		○
5	緑海小学校	山武市松ヶ谷ロ 471-1	○	○	○		○
6	成東中学校	山武市和田 567	○				○
7	成東東中学校	山武市五木田 2452-1	○	○	○		○
8	白幡体育館	山武市白幡 1885					○
9	成東総合運動公園	山武市五木田 3241	○	○	○	○	○
10	千葉県立成東高等学校	山武市成東 3596					○
11	睦岡小学校	山武市埴谷 771	○				○
12	旧日向小学校	山武市雨坪 10	○				○
13	山武北小学校	山武市沖渡 699	○				○
14	旧山武西小学校	山武市大木 13	○				○
15	山武中学校	山武市埴谷 1855	○				○
16	日向小学校	山武市木原 2370	○				○
17	さんぶの森中央会館	山武市埴谷 1904-3	○				○
18	さんぶの森公園	山武市埴谷 1904-5	○			○	○
19	蓮沼小学校	山武市蓮沼イの 2784	○	○	○		○
20	旧蓮沼中学校	山武市蓮沼ハの 1036		○	○		
21	蓮沼交流センター	山武市蓮沼ハの 4832-3	○	○	○		○
22	蓮沼スポーツプラザ	山武市蓮沼ハの 5402-1	○	○	○	○	○
23	松尾小学校	山武市松尾町猿尾 383	○				○
24	豊岡体育館・まつおこども園	山武市松尾町金尾 441	○				○
25	大平小学校	山武市松尾町広根 1140	○	○	○		○
26	山武望洋中学校	山武市松尾町松尾 112	○				○
27	松尾運動公園	山武市松尾町富士見台 208-8	○			○	○
28	農村環境改善センター	山武市松尾町松尾 47-3	○				○
29	千葉県立松尾高等学校	山武市松尾町大堤 546					○
30	蓮沼ガーデンハウス マリーノ	山武市蓮沼ホの 311		○	○		
31	ホテル 浪川荘	山武市蓮沼ニの 4665		○	○		
32	有料老人ホーム エクセルシオール山武	山武市本須賀 3841-70		○	○		
33	シーサイドホテル 九十九里	山武市本須賀 3701		○	○		
34	テnderヴィラ九十九里	横芝光町屋形 5025-3		○	○		
35	井之内津波避難広場	山武市井之内 957		○	○		
36	木戸津波避難タワー	山武市木戸 848		○	○		

【指定一般避難所】

No.	施設名称	所在地
1	成東小学校	山武市成東 2692
2	大富小学校	山武市新泉ト 60
3	南郷小学校	山武市上横地 884-1
4	鳴浜小学校	山武市本須賀 1090
5	緑海小学校	山武市松ヶ谷口 471-1
6	成東中学校	山武市和田 567
7	成東東中学校	山武市五木田 2452-1
8	白幡体育館	山武市白幡 1885
9	睦岡小学校	山武市埴谷 771
10	旧日向小学校	山武市雨坪 10
11	山武北小学校	山武市沖渡 699
12	旧山武西小学校	山武市大木 13
13	山武中学校	山武市埴谷 1855
14	日向小学校	山武市木原 2370
15	さんぶの森中央会館	山武市埴谷 1904-3
16	蓮沼小学校	山武市蓮沼イの 2784
17	旧蓮沼中学校	山武市蓮沼ハの 1036
18	蓮沼交流センター	山武市蓮沼ハの 4832-3
19	蓮沼スポーツプラザ	山武市蓮沼ハの 5402-1
20	松尾小学校	山武市松尾町猿尾 383
21	豊岡体育館・まつおこども園	山武市松尾町金尾 441
22	大平小学校	山武市松尾町広根 1140
23	山武望洋中学校	山武市松尾町松尾 112
24	農村環境改善センター	山武市松尾町松尾 47-3
25	千葉県立成東高等学校	山武市成東 3596
26	千葉県立松尾高等学校	山武市松尾町大堤 546

1.4 備蓄倉庫設置場所一覧

(令和5年2月1日)

成東地域	成東小学校 大富小学校 南郷小学校 鳴浜小学校 緑海小学校	成東中学校 成東東中学校 山武市役所本庁 成東総合運動公園 井之内津波避難広場
山武地域	陸岡小学校 旧日向小学校(体育館) 山武北小学校 旧山武西小学校	山武中学校 日向小学校 さんぶの森中央会館 さんぶの森公園
蓮沼地域	蓮沼小学校 旧蓮沼中学校	蓮沼スポーツプラザ 蓮沼交流センター
松尾地域	松尾小学校 豊岡体育館 大平小学校	山武望洋中学校 農村環境改善センター

1.5 急傾斜地崩壊危険区域一覧

(令和2年7月14日)

No.	地区名	所在地	指定面積 (㎡)	指定年月日	指定 番号	告示番号
1	大堤	松尾町大堤	49,248.00	昭和47年2月25日	15	千第140号
2	椎崎	椎崎向台	12,148.44	昭和56年2月24日	76	千第171号
				平成13年4月27日		千第547号
3	上町	成東字内宿	86,826.01	昭和56年2月24日	78	千第171号
				平成14年3月12日		千第139号
4	真行寺	真行寺	64,216.64	昭和60年12月24日	182	千第1276号
5	田越1	松尾町田越	14,677.67	昭和63年3月29日	232	千第269号
6	田越2	松尾町田越	20,717.20	昭和63年3月29日	233	千第269号
7	寺崎	寺崎	6,219.56	昭和63年3月29日	234	千第269号
8	新泉	新泉	37,058.55	昭和63年3月29日	235	千第269号
9	山室	松尾町山室	15,737.43	昭和63年7月19日	241	千第570号
10	田越3	松尾町田越	6,259.04	平成元年4月18日	245	千第487号
11	椎崎の2	椎崎	8,088.24	平成2年3月30日	259	千第309号
12	大木	大木	7,170.33	平成2年4月6日	260	千第367号
13	中津田	中津田	7,915.77	平成13年4月27日	431	千第545号
14	真行寺2	真行寺	6,644.06	平成13年5月8日	432	千第562号

16 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧

(令和4年6月29日)

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
1	山武市富田	御明	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
2	山武市親田	親田-a	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
		親田-b				
3	山武市早船	早船	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
4	山武市津辺	津辺1	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
5	山武市成東	富士見台	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
6	山武市戸田	戸田-a	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
		戸田-b				
		戸田-c				
7	山武市松尾町引越	引越	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
8	山武市松尾町猿尾	猿尾	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
9	山武市松尾町金尾	金尾	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
10	山武市松尾町八田	八田1	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
11	山武市板附	板附5	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
12	山武市松尾町山室	山室8	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
13	山武市松尾町小川	小川2	急傾斜地の崩壊	平成21年11月6日	千第792号	千第794号
14	山武市成東	愛宕	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
15	山武市成東	根蔵台	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
16	山武市寺崎	寺崎	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
17	山武市寺崎	寺崎2	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
18	山武市津辺	津辺2	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
19	山武市嶋戸	嶋戸	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
20	山武市板附	板附	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
21	山武市板附	板附2	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
22	山武市板附	板附4	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
23	山武市板附	板附6	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
24	山武市姫島	姫島	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
25	山武市富田	富田西	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
26	山武市富田	富田東	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
27	山武市野堀	野堀	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
28	山武市新泉	新泉	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
29	山武市新泉	新泉2	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
30	山武市矢部	矢部	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
31	山武市横田	横田	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
32	山武市松尾町山室	山室1	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
33	山武市松尾町山室	山室2	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
34	山武市松尾町山室	山室3	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
35	山武市松尾町松尾	松尾	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
36	山武市松尾町谷津	谷津	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号
37	山武市松尾町八田	八田2	急傾斜地の崩壊	平成24年11月26日	千第684号	千第685号

巻末資料

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
38	山武市松尾町八田	八田 3	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
39	山武市松尾町八田	八田 4	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
40	山武市松尾町八田	八田 5	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
41	山武市松尾町八田	八田 6	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
42	山武市松尾町八田	八田 7	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
43	山武市松尾町八田	八田 8	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
44	山武市松尾町八田	八田 9	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
45	山武市松尾町八田	八田 10	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
46	山武市松尾町八田	八田 12	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
47	山武市松尾町八田	八田 13	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
48	山武市松尾町八田	八田 14	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
49	山武市松尾町八田	八田 15	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
50	山武市川崎	川崎 4	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
51	山武市早船	早船 2	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
52	山武市和田	和田 1	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
53	山武市和田	和田 2	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
54	山武市和田	和田 3	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
55	山武市和田	和田 4	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
56	山武市和田	和田 5	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
57	山武市和田	和田 6	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
58	山武市和田	和田 7	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
59	山武市成東	成東 2	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
60	山武市成東	成東 3	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
61	山武市戸田	戸田 7	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
62	山武市戸田	戸田 8	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
63	山武市松尾町小川	小川	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
64	山武市松尾町小川	小川 3	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
65	山武市松尾町小川	小川 4	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
66	山武市松尾町小川	小川 5	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
67	山武市松尾町小川	小川 6	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
68	山武市松尾町小川	小川 7	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
69	山武市松尾町小川	小川 8	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
70	山武市松尾町蕪木	蕪木 4	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
71	山武市松尾町蕪木	蕪木 5	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
72	山武市松尾町金尾	金尾 6	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
73	山武市松尾町八田	長谷 1	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
74	山武市松尾町八田	長谷 2	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
75	山武市松尾町上大蔵	上大蔵 2	急傾斜地の崩壊	平成 24 年 11 月 26 日	千第 684 号	千第 685 号
76	山武市真行寺	真行寺 1	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
77	山武市真行寺	真行寺 2	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
78	山武市松尾町大堤	大堤	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号

卷末資料

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
79	山武市松尾町大堤	大堤 2	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
80	山武市松尾町大堤	大堤 3	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
81	山武市松尾町田越	田越 1	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
82	山武市松尾町田越	田越 2	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
83	山武市松尾町田越	田越 3	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
84	山武市松尾町田越	田越 4	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
85	山武市松尾町田越	田越 5	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
86	山武市松尾町田越	田越 6	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
87	山武市成東	上町 2	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
88	山武市嶋戸	嶋戸 2	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
89	山武市松尾町山室	山室 4	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
90	山武市松尾町山室	山室 5	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
91	山武市松尾町山室	山室 7	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
92	山武市松尾町山室	山室 9	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
93	山武市松尾町山室	山室 10	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
94	山武市松尾町山室	山室 11	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
95	山武市松尾町古和	古和	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
96	山武市松尾町古和	古和 1	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
97	山武市松尾町古和	古和 2	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
98	山武市松尾町金尾	金尾 2	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
99	山武市松尾町金尾	金尾 3	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
100	山武市松尾町金尾	金尾 4	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
101	山武市松尾町金尾	金尾 7	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
102	山武市松尾町金尾	金尾 8	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
103	山武市松尾町金尾	金尾 9	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
104	山武市松尾町上大蔵	上大蔵	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
105	山武市松尾町上大蔵	上大蔵 3	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
106	山武市松尾町上大蔵	上大蔵 4	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
107	山武市松尾町上大蔵	上大蔵 5	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
108	山武市松尾町蕪木	蕪木	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
109	山武市松尾町蕪木	蕪木 2	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
110	山武市松尾町蕪木	蕪木 3	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
111	山武市松尾町蕪木	蕪木 6	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
112	山武市松尾町蕪木	蕪木 7	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
113	山武市松尾町下大蔵	下大蔵	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
114	山武市松尾町下大蔵	下大蔵 1	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
115	山武市板川	板川 3	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
116	山武市松尾町谷津	谷津 1	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
117	山武市松尾町谷津	谷津 3	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
118	山武市松尾町谷津	谷津 4	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
119	山武市松尾町小川	小川 9	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号

巻末資料

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
120	山武市松尾町小川	小川 10	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
121	山武市松尾町富士見台	富士見台 2	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
122	山武市松尾町松尾	松尾 2	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
123	山武市戸田	戸田 9	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
124	山武市成東	成東 4	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
125	山武市成東	成東 5	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
126	山武市松尾町八田	八田 11	急傾斜地の崩壊	平成 30 年 10 月 26 日	千第 427 号	千第 429 号
127	山武市成東	上町 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
128	山武市椎崎	椎崎 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
129	山武市椎崎	椎崎 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
130	山武市椎崎	椎崎 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
131	山武市椎崎	椎崎 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
132	山武市椎崎	椎崎 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
133	山武市椎崎	椎崎 6	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
134	山武市椎崎	椎崎 7	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
135	山武市椎崎	椎崎 8	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
136	山武市大木	大木 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
137	山武市大木	大木 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
138	山武市大木	大木 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
139	山武市大木	大木 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
140	山武市中津田	中津田 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	なし
141	山武市中津田	中津田 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
142	山武市中津田	中津田 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
143	山武市中津田	中津田 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
144	山武市中津田	中津田 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
145	山武市板川	板川 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
146	山武市板川	板川 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
147	山武市埴谷	埴谷 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
148	山武市埴谷	埴谷 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
149	山武市埴谷	埴谷 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
150	山武市埴谷	埴谷 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
151	山武市埴谷	埴谷 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
152	山武市埴谷	埴谷 7	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
153	山武市埴谷	埴谷 8	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
154	山武市埴谷	埴谷 9	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
155	山武市埴谷	埴谷 10	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
156	山武市埴谷	埴谷 11	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	なし
157	山武市埴谷	埴谷 12	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
158	山武市埴谷	埴谷 15	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
159	山武市下布田	下布田 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
160	山武市下布田	下布田 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号

巻末資料

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
161	山武市成東	成東 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
162	山武市成東	成東 6	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
163	山武市川崎	川崎 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
164	山武市川崎	川崎 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
165	山武市湯坂	湯坂 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
166	山武市湯坂	湯坂 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
167	山武市湯坂	湯坂 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
168	山武市湯坂	湯坂 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
169	山武市湯坂	湯坂 5	急傾斜地の崩壊	千第 105 号	千第 107 号	千第 105 号
170	山武市姫島	姫島 2	急傾斜地の崩壊	千第 105 号	千第 107 号	千第 105 号
171	山武市実門	実門 1	急傾斜地の崩壊	千第 105 号	千第 107 号	千第 105 号
172	山武市実門	実門 2	急傾斜地の崩壊	千第 105 号	千第 107 号	千第 105 号
173	山武市実門	実門 3	急傾斜地の崩壊	千第 105 号	千第 107 号	千第 105 号
174	山武市沖渡	沖渡 1	急傾斜地の崩壊	千第 105 号	千第 107 号	千第 105 号
175	山武市沖渡	沖渡 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
176	山武市沖渡	沖渡 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
177	山武市横田	横田 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
178	山武市横田	横田 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
179	山武市横田	横田 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
180	山武市木原	木原 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
181	山武市木原	木原 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
182	山武市木原	木原 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
183	山武市木原	木原 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
184	山武市戸田	戸田 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
185	山武市戸田	戸田 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
186	山武市戸田	戸田 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
187	山武市戸田	戸田 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
188	山武市戸田	戸田 6	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
189	山武市森	森 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
190	山武市森	森 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
191	山武市森	森 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
192	山武市森	森 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
193	山武市森	森 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
194	山武市森	森 6	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
195	山武市森	森 7	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
196	山武市森	森 8	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
197	山武市森	森 9	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
198	山武市森	森 10	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
199	山武市森	森 11	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
200	山武市森	森 12	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
201	山武市森	森 13	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号

巻末資料

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
202	山武市森	森 14	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
203	山武市森	森 15	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
204	山武市森	森 16	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
205	山武市森	森 17	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
206	山武市森	森 18	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
207	山武市森	森 19	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
208	山武市森	森 20	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
209	山武市森	森 21	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
210	山武市森	森 22	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
211	山武市森	森 24	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	なし
212	山武市植草	植草 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
213	山武市植草	植草 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
214	山武市雨坪	雨坪 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
215	山武市雨坪	雨坪 3	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
216	山武市雨坪	雨坪 4	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
217	山武市雨坪	雨坪 5	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
218	山武市板中新田	板中新田 1	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
219	山武市美杉野 2 丁目	美杉野 2	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号
220	山武市松尾町山室	山室 12	急傾斜地の崩壊	令和 2 年 3 月 6 日	千第 105 号	千第 107 号

※番号 24, 168, 170 については、東金市にまたがり区域指定されています。

※番号 41, 42 については山武郡横芝光町にまたがり区域指定されています。

1.7 山地災害危険地区一覽

(令和3年3月31日)

【山腹崩壊危険地区】

番号	大字	字
1	和田	金堀
2	板附	西ノ台
3	早船	根本
4	寺崎	常盤台
5	富田	雛鶴
6	津辺	浅間台
7	新泉	新敷
8	島戸	中之町
9	野堀	宮脇
10	湯坂	南上ノ台
11	成東	天神山
12	成東	辺田1
13	成東	根蔵台
14	姫島	熊野
15	成東	城内
16	富田	大日向
17	成東	愛宕下
18	成東	辺田2
19	津辺	本村
20	早船	南之里
21	嶋戸	浅間下
22	市場	後
23	和田	公城
24	新泉卜	町田
25	成東	東山玉台
26	横田	台田
27	木原	白鳥
28	戸田	宮ノ前
29	戸田	飯森戸
30	戸田	朝日
31	戸田	作台
32	戸田	根崎
33	戸田	小川崎
34	矢部	栗焼棒
35	森	府中
36	森	菖蒲谷
37	雨坪	下号
38	椎崎	弓手
39	矢部	ワキ
40	森	下城府
41	森	大谷
42	森	姥ヶ谷
43	木原	蔵持台
44	椎崎	浅間峠
45	中津田	南中
46	森	下西谷
47	下布田	大作
48	大木	後和谷

番号	大字	字
49	木原	松崎
50	椎崎	押出し
51	椎崎	上観音谷
52	森	山支
53	下布田	青木前
54	埴谷	諸木内
55	山室	猿ヶ谷
56	山室	平内
57	山室	城ノ下
58	八田	岩井崎
59	八田	岩井崎
60	八田	下長谷
61	八田	新堀1
62	八田	押辺
63	猿尾	稲岡
64	松尾	桔梗台
65	大堤	本郷
66	下大蔵	東ノ下
67	上大蔵	山本
68	小川	御上内
69	谷津	小堀
70	谷津	西谷
71	八田	新堀2
72	上大蔵	東台
73	引越	九ノ井
74	山室	古岡
75	八田	新堀3
76	古和	台山
77	蕪木	綿谷
78	蕪木	玉井
79	小川	花岡
80	八田	新堀
81	八田	新堀

18 浸水想定区域・土砂災害警戒警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧

【避難確保計画作成施設】

(令和5年3月)

連番	施設名	住所	土砂災害	浸水(洪水)
1	デイサービス福祿寿	成東156-1		○
2	さんむ医療センター	成東167		○
3	さんむ医療センター居宅介護支援事業所	成東167		○
4	なるとうこども園	成東210-3		○
5	キッズアップ	成東215-29		○
6	たいよう	成東224-12		○
7	グループホームなかよしハウス	成東229-39		○
8	山武市ふれあいデイサービスセンター	成東2472-1		○
9	chouchou山武	殿台257-1		○
10	グループホームなるとう	殿台271-1		○
11	スリジエ山武	殿台609-1		○
12	エルピス有料老人ホーム山武	津辺67-1		○
13	グループホームぼんぼら	津辺171-1		○
14	よろず相談支援センター めくもり	津辺171-1		○
15	J A山武郡市居宅介護支援事業所	和田375-2		○
16	姫島デイサービスセンター	姫島270-1		○
17	空の家・姫島	姫島319-17		○
18	就労継続支援b型 ぶらんぽこ	富田469-2		○
19	リハビリデイサービス成東	富田ト1025		○
20	居宅介護支援事業所海のあお	上横地2161-19		○
21	みどり工房	木原51-128		○
22	ケアセンターあきば	蓮沼ニ5035-7		○
23	介護老人保健施設ハートビレッジ	蓮沼ニ5035-4		○
24	特別養護老人ホーム海	蓮沼ニ5032		○
25	グループホームはすぬま	蓮沼ロ2783-7		○
26	五反田こどもの家	松尾町五反田2976		○

(注) 洪水浸水想定区域については、浸水深50cm以下で2階以上に居室がある施設を除く。